

ぎふの林業就業者を支援！

令和3年度事業

新規就業者等定着支援事業

助成メニュー

安全講習等の受講費用を支援！

A 安全講習受講に対する支援

助成額：受講経費の1/2以内

助成対象となる講習等については、29種類あります。
詳しくは、「森のジョブステーションぎふ」ホームページ (<https://m-job.net/menu/new/>) 等
においてご確認ください。



新規就業者の安全装備品等の導入を支援！

B 新規就業者に対する労働環境等改善に向けた支援金の給付

購入上限額：新規就業者1人当たり12万円（補助率1/2、補助上限6万円）

- 助成対象とする新規就業者の要件（・新規就業者（3年未満）かつ林業経験がない者、
・事業年度において他の助成を受けていない者）
- 助成対象とする安全装備品（・チェーンソー防護ズボン、・チェーンソー防護ブーツ、
・林業用ヘルメット（フェイスガード、イヤーマフ付き）、・防振手袋、耐切創手袋、
・空調服、・ハチ毒対策（アナフィラキシー補助治療剤））



林業に新規参入する事業体を支援！

C 新規事業体に対する自立支援金の給付

助成額：定額9万円以内/月（上限6カ月）

- ・助成対象は、起業して5年以内の林業事業体となります。
- ・受給は、1事業体あたり1回限りとなります。
- ・新規事業体であることの確認（登記事項証明書または認定事業体2社以上の証明）が必要です。



申請窓口：森のジョブステーションぎふ
（公益社団法人岐阜県森林公社 担い手対策課）

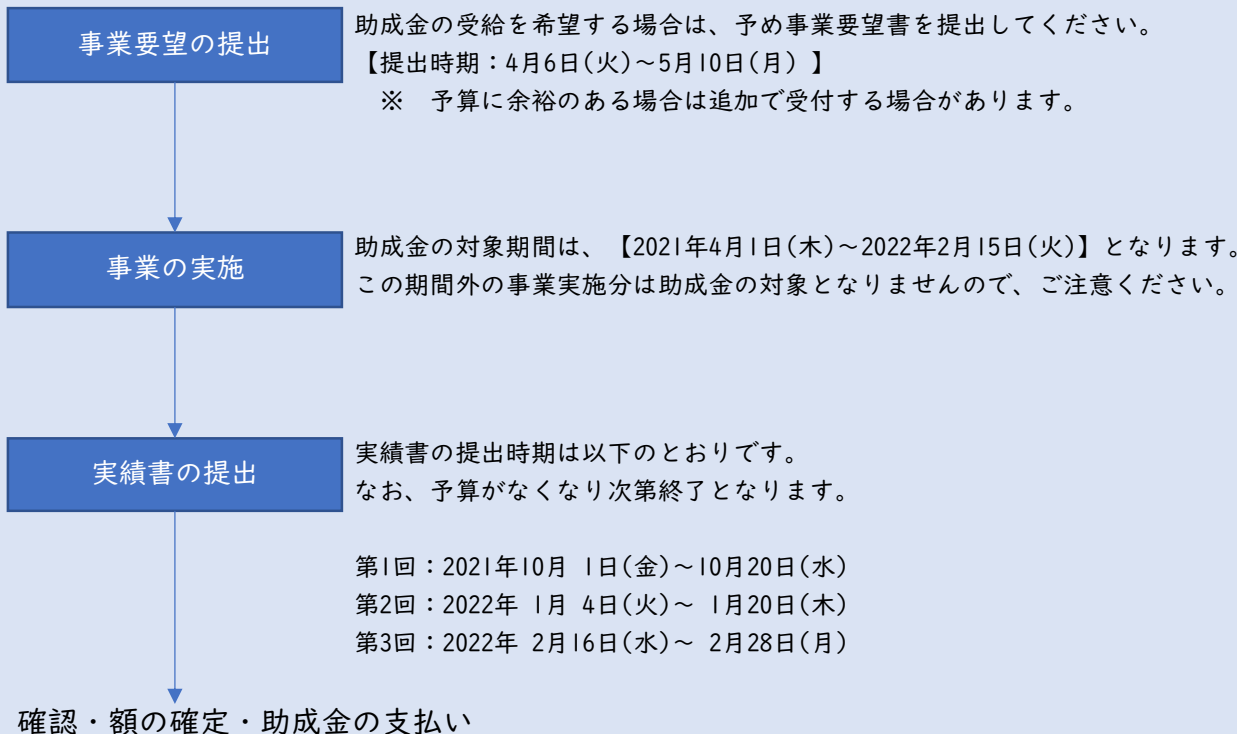
助成金の申請に係る手続きの流れ

様式は「森のジョブステーションぎふ」ホームページ (<https://m-job.net/menu/new/>) からダウンロードしてください。

重要！岐阜県林業労働力調査について

本助成金については、岐阜県が行う「林業労働力調査」への報告実績、又は協力することが受給要件となっています。本助成金の活用を希望される場合は、所管する県農林事務所まで同調査への報告、又は同調査に対する協力の誓約書を森のジョブステーションぎふへ提出してください。

手続きの流れ



実績書に添付する書類（下記に加えて『口座振込依頼書』が必要となります）

A 安全講習等受講に対する支援

①講習の案内(内容、日程、金額がわかるもの)の写し、②講習を修了したことがわかる書類(修了証等)の写し

B 新規就業者に対する労働環境等改善に向けた支援金の給付

①雇用契約書の写し、②購入物品に係る納品書もしくは領収書等の写し、③チェーンソー防護ズボン及びチェーンソー防護ブーツについては、「class1」と同等以上の性能に適合していることが記載されている製品カタログ等の写し

C 新規事業体に対する自立支援金の給付

①会社の設立日がわかる書類(登記事項証明書、認定事業体による証明等)の写し、②助成期間中の事業内容(作業種・事業量)がわかる書類の写し

助成金の申請先・お問い合わせ先

〒501-3756 岐阜県美濃市生櫛1612-2

(公社)岐阜県森林公社 森のジョブステーションぎふ、担い手対策課

電話：0575-33-4011 FAX：0575-46-8408

メール：m-job@gifu-shinrin.or.jp ホームページ：<https://m-job.net/menu/new/>